

東北大学附属図書館和漢書貴重図書目録の刊行について (三)

－昭和63年 貴重図書選定委員会設置まで－

大 原 理 恵

はじめに

昭和36年度版『東北大学附属図書館別置本目録 増訂稿』刊行の後、別置本をめぐる状況は大きく変化することになった。その動きをひとことで大づかみにいうならば、大学図書館の「近代化」¹ということになるだろうか。昭和30年代後半から昭和60年頃にかけて、東北大学附属図書館で大規模な事業が行われた。附属図書館本館の移転・新営（昭和48（1973）年）²と『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』（東北大学附属図書館編 昭和49年3月－昭和57年3月）の編集・刊行である。同時に図書館の業務体制や制度の大幅な見直しが行われている。また現在の東北大学史料館の前身である東北大学記念資料室³（昭和38（1963）年7月設置）や附属図書館調査研究室⁴（昭和41（1966）年1月発足）がこの時期設置された。

これらの事業には全学的合意が必要であり、附属図書館では広報活動を活発に行っている。1964年4月から『東北大学附属図書館月報 図書館通信』の刊行を開始し図書館に関する詳細な情報を発信するようになる。当時の金谷治附属図書館長（昭和38年12月1日－昭和43年11月30日在任・文学部教授・中国哲学）は創刊号巻頭「誰が図書館のことを考えるか」⁵と題した文章で「この通信は、大学の教官のすべて、そして事務局のすべての方々に、こぞって図書館の問題を考えていただきたいために、発刊するのであり、新しい図書館が研究教育の体制と緊密に結びついて全学的なサービスを十分に行うには、館長・館員の努力だけでは「とうていその任務を遂行することはできない」として協力を求めた。

それでは、古典目録は誰が誰のために作成したのであろうか。『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』の場合、その作成に図書館員だけではなく教官・学生が参加した。そして、図書館側が目指すものと教官側の方向性は無条件に調和するものではなく、調整が必要であった。古典目録編纂刊行事業はその担い手を含めて様々な変遷を経て完了する。

これらの動きの中で、貴重図書に関する問題もあぶり出されるかたちとなった。貴重図書の規準や選定の手続きを明確にすることが求められた。貴重図書は誰が選定するのか。貴重図書

1 「当時の文部省と国立大学図書館長たちの熱意によって唱えられたスローガンが「近代化」であった。（中略）この時期、全国国立大学図書館長会議（中略）などで盛んに「近代化」問題が議論され、」（『東北大学百年史』四部局史一（平成15年5月刊行）第三編附属図書館 第二章戦後の図書館 昭和二十一年～昭和四十六年 p95）

2 片平地区より川内地区に移転。昭和45年12月着工、昭和47年10月新営本館竣工、12月部分開館、48年11月全面開館。

3 この記念資料室は平成12（2000）年11月 廃止（史料館に転換）。現在の史料館組織としての「記念資料室」とは別のもの。

4 この調査研究室は平成13（2001）年3月廃止（情報シナジーセンターに移管）。現在の東北大学附属図書館調査研究室はこれとは別に平成19年に設置された。

5 『図書館通信 東北大学附属図書館月報』1 東北大学附属図書館 1964年4月 p1

に関する知識や情報は誰が調査し、どこでどのように蓄積すべきなのか。昭和59年1月「貴重書に関する問題検討会」を設置、昭和60年3月26日最終報告が提出される。この検討に基づき「東北大学附属図書館貴重図書等指定基準」（昭和60年11月27日施行）・「貴重図書の指定及び取扱い要領」（昭和63年1月20日制定）「貴重図書選定委員会設置要項」（昭和63年1月20日制定）などが制定された。平成17年度版刊行に至る貴重図書目録編纂事業は、それらの制度に基づきこの時期の貴重図書見直し作業の延長線上に行われたのである。

本稿において示す貴重図書に関する制度等は、その後改変されている場合が少なくない。また、本稿において用いた資料のなかには、公的文書でなく図書館員が私的に業務のため作成した心覚え、あるいは筆者が過去に調査した際の手控えによる記述も含まれていることをお断りしておく。

『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業

『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』は、東北大学の所蔵する和漢書古典（昭和40年度受入分まで・近代刊行の複製・翻刻・注釈書等を含む）全体の目録である。『和漢書古典分類目録』編纂事業は企画から完了まで約20年を要し複雑な過程を経ている。その経緯は「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について」新田孝子⁶・「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂・刊行の後に」原田隆吉⁷にまとめられている。新田氏は編纂事業に従事した立場から記述し、原田氏は当時館長補佐の任にあり計画立案の立場から編纂委員会の活動、特に分類表作成に重点を置いている。以下、編纂過程については主として両氏の記述により、その担い手と分類をめぐる問題を中心に編纂過程を辿って行くことにする。

冊子体の古典目録刊行は、図書館の懸案事項ではあったが、古典を利用する教員からの強い要望が事業を開始させている。後に附属図書館長として古典目録編纂事業を推進した金谷治教授はその事情を次のように回想する。昭和35年頃、漢籍の検索に不便を感じていた関係教官が協力し目録作成を試みたが予想以上に作業量が多く挫折したというのである。

当時、本館の古典分類はまったく独自のものでなかなか慣れにくく、最も不便を感じたのは和漢書の混合であった。（中略）とくに京大人文研の整然とした四部分類に慣れたわれわれからすると、カード検索に手こずったり、書庫内でまごまごしたりして、嘆息することしばしばであった。（中略）なんとかしてこの不便から脱却しようと、東洋史の愛宕教授らとはかつて初めて仲間うちで漢籍目録の編纂を企てたのは、たぶん昭和35年ごろのことであった。

（中略）京大の目録にあわせてこちらの所蔵本をはめこんでいけばよいので、それをはみ出すものはそんなに多くはあるまいと高をくくっていたのである。（中略）京大にないものが意外に多く、それを書庫に入れて実物点検する仕事は、個人差もあってそう簡単に進むことではなかった。

「『和漢書古典分類目録』について」金谷治

『木這子 東北大学附属図書館報』5巻4号（通巻20号）昭和56年2月 p1

金谷教授は有志を代表して昭和36年後半期に世良晃志郎附属図書館長（昭和33年12月－昭和38年11月在任・法学部・西洋法制史）に対して漢籍目録の作成を要望した。世良館長の見通しは「商議会上

6 『図書館学研究報告』14 東北大学附属図書館 昭和56年12月。以降（新田）と表示する。

7 初出『図書館学研究報告』17 東北大学附属図書館 昭和59年12月 『原田隆吉図書館学論集』雄松堂出版1996年 所収。以降（原田）と表示し、引用は単行本による。

程し賛成をえて、このための専門小委員会をつくり、編纂予算は学長の賛成によってこれを得、原稿が完成すれば出版予算は文部省から獲得できるであろう」(原田 p507) というものであり、昭和37年11月16日の掛長会議で決定(「当時本館は部課長制なく、事務長掛長制であって、重要案件はすべて館長・同補佐・事務長・同補佐・掛長が出席する掛長会議で決議されていた」(原田 p507)) された。12月14日商議会⁸で目録編纂事業が上程され、昭和38年1月18日発令された「和漢書古典目録編纂専門委員会」の構成は、委員は附属図書館長(1名)・分館長(2名)・文学部教授(6名)・教育・法・経済・理・工学部教授(各1名)・川内分校教授(2名)・川内東分校教授(1名)・附属図書館(2名)、幹事が附属図書館事務長・医学部分館事務主任・川内分校分館事務主任であった。図書館の委員2名は原田氏と矢島玄亮氏である(原田 p508)。

目録編纂作業は本来三年計画で、カード目録を複写し、現物資料と照合して記述を修正(大学院生による)・新たな分類に従って配列し、最後にその分野の教官が校閲を行って完成する(実際には叢書割出(学部学生による)や索引作成の作業がある)というものであった。目録作成刊行は図書館の事業ではあるが、この段階では目録作成の主要な部分を文学部の教員・院生・学生が担っている状況であったといえる。

担当の助手が新たに採用されたが、昭和38年7月設置された東北大学記念資料室との関わりは、新田氏によれば次のように解釈されるものであった。

担当のスタッフとして、(中略)〔昭和38年4月〕二名を文学部流用定員の助手として採用した。とはいえ、附属図書館自体には、教官職は附帯されていず、(中略) 記念資料室員として、同室創設期の仕事に従事した。(中略)

記念資料室は、室長が附属図書館長の兼任であった。つまり、附属図書館は「古典目録」の編纂のためのスタッフを、館長が室長を兼任している記念資料室の室員という形で確保したと言えるだろう。

『『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について』新田孝子 p37

編纂初期において問題となったのは目録の分類である。そもそも、特に漢籍を利用する教官側で目録作成の動機となったのが和漢書の混合問題であった。文学部では昭和38年4月26日より「文学部関係学科教官会議」を組織し分類について検討している(原田 p511)。昭和38年12月目録の発案者である金谷教授が附属図書館長に就任する。昭和39年1月25日には和漢書古典目録編纂委員会としての「古典目録編纂計画の原則のようなもの」(原田 p513) が作成された。分類については「新分類表は和漢一体として構成せられるが、できるだけ和書と漢籍とが、おのおのまとまっているようにし、必要に応じて和書目録、漢籍目録の二つに分立できるようにする」(原田 p514-515) という折衷的な案で〔昭和39年〕2月分類表⁹の成案を得、昭和40年度に予算的処置が得られたので、編纂作業の実務に入る(原田 p520) という運びであった。

昭和40年12月20日「古典目録編纂室」が組織され、さらに昭和41年1月附属図書館調査研究室が発足したが¹⁰、室員は記念資料室員を兼務し二重体制は解消されていない。

8 この時の商議会の議事の一つが「本学記念資料の収集について」であった(原田 p507)。記念資料室の設置については、「東北大学記念資料室の発足」原田隆吉(初出『図書館学研究報告』19 1986年12月・『原田隆吉図書館学論集』雄松堂出版1996年 所収) 参照。

9 昭和39年2月の分類表の一部は原田 p514に示されている。

10 「東北大学附属図書館調査研究室 設置され発足する」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』22 1966年1月 p1。なお原田 p524は規定制定の昭和40年11月19日設置とする。

従来は計画の立案者が成り行き上計画の実施の中心となっていたが、これを改め、館内の人的組織と密接に結合したもので、編纂主任に矢島助教授、編纂事務主任に佐藤整理課長を任じ、閲覧課長・和漢書目録掛長・総務掛長が参加し、これに専従者3名、記念資料室員が加わっている。この組織の全体を呼ぶには「和漢書古典目録編纂室」の名を用いることとした。

「和漢書古典目録編纂作業 新組織により前進」

『図書館通信 東北大学附属図書館月報』22 1966年1月 p1

昭和四十年度は、文部省大学学術局の学術情報主任官室が情報図書館課に昇格したのと呼応して、附属図書館に部課制が布かれ、事務組織が強化された年であった。また、新たに調査研究室が設置されて、室長に原田助教授を任じ、副室長以下の記念資料室員を附属図書館の構成員として位置づける措置が講じられるに至った。このような形で附属図書館は、本来附带されていない教官職の人員を附属図書館の構成員として持つことになったのである。それはつまり、副室長以下の記念資料室員が、記念資料室と附属図書館調査研究室の二重の事業責任を負うということの意味していた。

『『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について』新田孝子 p45

ここに本格的作業を進める体制は整ったが、昭和41年3月14日の専門委員会において、和書と漢籍の分類を別にすべきであるとの意見が提出され、5月19日文学部関係学科教官会議において和漢分類表別立を決定した。この方針に従って新たな分類表が作成され、7月5日専門委員会で承認決定された(原田 p516-517)。この変更の衝撃を原田氏は「発足以来の基本方針を揺るがす大変な問題」と表現し、本館の独自性を失うという点では残念としている(原田 p516)。新田氏も「立案の根本的な変更が事業推進の真最中に決行されたことで、スタッフの不信感と当惑感は大きかった。」(新田 p53)と述べている。ただしこれは冊子体目録上の分類で、従来の分類記号はそのまま使用され、書架での配列も変更はなかった。また、新規受入の古典は別の新分類(後述 昭和48年以降受入図書より)により整理されることになる。

原田氏は附属図書館の従来の古典分類について「本館の大正末年創立期に誕生した(中略)日本・中国の古典が同居する方式」であり「更にさかのぼれば明治45年購入した「狩野文庫」の分類表¹¹の示す日中一体的古典観にもとづくものということが出来る」(原田 p515)とする。長澤規矩也氏は分類について「和漢書の分類目録は、決して欧米人に見せるためのものではない。一方、漢籍の目録も日本人にのみ見せるものでなく、漢民族、或は更に拡げて、世界の支那学者に見せるつもりでなければいけない。しかも、西洋の学問と東洋の学問とは、決して同様ではない。(中略)学術的には、和・漢・洋三書の区分と、別々の分類法が必要となるのである。」¹²と主張している。しかもそれは学術の変化にともない変遷する。長澤氏は「漢籍に加へられた訓点、漢籍の国字解は近来わが国語学者が研究資料として使用し、特に国字解は、支那学者には殆ど無用となってきた」「邦人が作った漢詩漢文集を、漢民族の作品集に配して考へた明治時代の考へ方は、今日採るべきではない」¹³とし、ここには漢籍を以前よりも限定的に考える方向性が認められる。附属図書館の古典分類や狩野文庫分類が和書と漢籍を分けない分類としたこ

11 「〔狩野文庫〕分類表は〔村岡〕館長、常盤、武市氏等の間で討議され、狩野博士の分類を案配して作られた。(中略)其が昭和8年2月に「狩野文庫分類表案」1枚となつた。」「〔狩野文庫について－在館33年の思い出－〕矢島玄亮 『MAUL 宮城県大学図書館協会会報』27 1966年4月 p4)

12 『和漢古書目録記述法 附鑑別法 附表和漢年號表』長澤規矩也 日本書誌學會 p4

13 同上 p3-4

とについては他の要因についても検討すべきであろうが、図書館における方式の相違を文化的に把握することは、当時においては深刻なものがあったと思われる。

ところで、目録編纂作業が本格化した頃から、教官の関与が変化してきたことが指摘されている。金谷氏は「分類方式については教官の専門的な知識が生かされたが、さて実際の編纂となると、問題はまた別であった。漢籍の方ではまた張りきって、熱心な教官は書庫に入って原稿を作ったりもしていたが」仕事が軌道に乗った頃になると「妙なもので逆にそれから教官の協力は急速に衰えた。」¹⁴と反省し、原田氏も「編纂室が出来てから、従来の専門委員会との間に多少の距離が生まれ」「事業の長期化にともない、ますますその離隔は大きくなり、やがて出版経費が文部省から図書館に与えられてからは、ついには編纂室（館内）はあれども専門委員会（委嘱教官）はなきが如くに至って終るのであった。ただ僅かに（中略）刊行のための印刷の校正を委員に依頼するような形で両者を結合したのであった。」（原田 p522）と振り返っている。

史料館所蔵「和漢書古典目録編纂室報告書類」（昭和41-42年度 図書館/87）はこの時期の古典目録編纂に関わる資料で、具体的な作業の分担・進捗状況、発生していた問題等を確認することができる。問題への対処、たとえば大学院生の作業が半ば義務となっているため、高等学校の非常勤に準じた純粋なアルバイトとするように体制を変更してはどうかといった提案も含まれている。作業担当者にはその経験による蓄積が残るはずであるが、大勢が不安定な処遇で義務として従事してもそれが有効なたちでは蓄積され難い。

昭和41（1966）年、東北大学附属図書館本館では一般学生に対する図書（ただし学生閲覧室・指定図書のみ）の館外貸出を開始することになった。休館日に閲覧するために貸し出されるのであって、開館日は館内閲覧とする原則は変わらない。

従来本館は文科系全学部の研究用図書を集中運用しているため、一般学生には卒業論文執筆のためその年度に限り指導教官の保証を得て貸出を認めていた。最近になって、学閲図書・指定図書が増加し、利用者も多く、その貸出を希望する声も聞こえるので、館員の特別な協力を期待して、思い切って、従来の卒論貸出の他に、この新しい貸出を開始し、利用の便利を積極的に増大したのである。

『図書館通信 東北大学附属図書館月報』30 1966年9月 p1

「館員の特別な協力を期待して」とは、こうした処置によって図書館員の作業負担が増加することが予測されたのであろう。図書館業務における学生への館外貸出に関する作業の比率は増大していったものと思われる。『東北大学百年史』は附属図書館における学生の位置付けについて次のように記述する。

戦前の図書館は研究者養成を主目的とし、ともすると図書の保存と教官の利用に重点を置き、学生の利用は二の次であったようにも見える。それに対し、戦後アメリカ流の学生教育に重点を置いた図書館構想が導入された。（部局史一第三編附属図書館第二章戦後の図書館昭和二十一年～昭和四十六年 p97）

その後学生に対する貸出はさらに緩和・拡大され、現在のように一般学生も教官の保証なく日常的に大部分の図書の借出ができるように変更されていった。もとより対象は普通書であるが、このことは貴重図書と無関係ではない。大学図書館蔵書は普通書の中にも貴重書あるいはそれに準ずる図書が含まれている場合があり、後に不用意にそれらが借出されることはないの

14 「『和漢書古典分類目録』について」金谷治 『木這子 東北大学附属図書館報』5巻4号（通巻20号）昭和56年2月 p1-2

かという危惧の声が出てくるようになったのは、利用拡大の処置に見合った制限処置が同時に行い得なかったことにもよる。

貴重図書の再検討

この古典目録編纂の過程で、貴重図書についても見直しが行われている。古典目録の記述の改善のため、長沢規矩也氏と中村幸彦氏が狩野文庫等の調査を行い、その対象には別置本も含まれていた。その結果、別置本の書誌記述が修正され、貴重性の等級も再検討され、新たに別置すべき資料も指摘された。また研修のための講演会が開催され、図書館員だけでなく教員・学生も聴講している。

〔金谷〕館長の依頼により、法政大学教授長沢規矩也ならびに、九州大学教授中村幸彦の両碩学が来館され、狩野文庫の調査が行なわれて、その成果が「古典目録」に反映されていることは特筆されるべきであろう。まず、昭和四十年十一月十五日より二十日まで長沢教授が滞館され、一瀉千里ともいべき精力的な文献調査の腕前を披露された。また、中村教授は、同四十二年十月二十四日に重点的に貴重書を調査され、その後書翰による質問に丁寧な応答を与えられている。

「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について」新田孝子 p49
『図書館通信』も両氏の来訪を幾度か報じている。

九州大学文学部の中村幸彦教授は、日本文芸研究会（本学文学部国文研究室に事務局を置く）の招きに応じて、6月1日来仙し、約1週間にわたって滞在した¹⁵が、この間、本館を訪れ、連日熱心に狩野文庫の調査を行なった。（中略）その期間中折々に聞かれた教授の意見は、本館にとってまことに有益であった。6月5日には本館の依頼によって、会議室で同教授の「近世文学の書誌」と題する講演が行なわれたが、

「九大、中村幸彦教授来館、講演」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』4 1964年7月 p1
（前略）11月16日（火）農研講堂において開催することができた。

講師は法政大学教授長沢規矩也氏で、演題は“大学図書館に於ける古典の整理法に就いて”であった。（中略）教官、学生及び他学より参集した聴衆を最後まで倦ましめず、終演後実例として示された館蔵の古絵図・古版本のまわりにも、しばし熱心な人垣がつけられた。聴衆約70人。

「昭和40年度 図書館職員総合研修会」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』21 1965年12月 p1
11月15日より20日まで、長沢規矩也氏は本館別置本並びに狩野文庫の古版本を熱心に調査した。これは別項に報じた図書館職員総合研修会の講師として来学されたのを好機として行なわれたものである。（中略）本館が着手している和漢書古典目録の編纂にも貴重な示唆を得ること多大であった。

「長沢規矩也氏 狩野文庫を調査」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』21 1965年12月 p1
九州大学文学部中村幸彦教授は、本学文学部講師として集中講義¹⁶のため来仙中のところ、10月24日（火）、本館を訪問し、種々の文献調査をおこなった。（中略）今回もまた古典目録編纂中のことでもあって、様々の点で援助をうけた。集まった館員を相手に試みた徳川時代版本に関する話は、特に有益で館

15 (引用者注) 6月7日日本文芸研究会第16回研究発表大会において「近世文人意識の発生－服部南郭論－」と題する講演を行っている。（『文化』28巻2号 季刊夏号 東北大学文学部 昭和39年9月「彙報」p135）

16 (引用者注) 「中村幸彦略年譜」（中村幸彦著作集 第十五巻 中央公論社 1989年7月 p496）には「昭和四十二年四月一日、四十二年度、東北大学文学部非常勤講師となる。この時、同大学図書館狩野文庫を調査する。」とある。『文化』31巻2号（東北大学文学部 1967 季刊夏号 昭和42年10月 p170）「昭和四十二年文学部講義題目」には、文学部国文学の講義として「国文学特殊講義 江戸小説の研究 講師 中村 幸彦」とある。

員の研究心を刺戟するところ多大であった。

「九大 中村幸彦教授来館」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』44 1967年11月 p1
昭和40年11月の長澤氏の調査について、新田氏はその様子を次のように記している。

十一月の十五日から二十日まで一週間、長沢先生は、本館別置本と狩野文庫の古版本を調査された。(中略) このたび、事務用の別置本目録には、先生の御指摘された点を補筆・訂正する事とした。

狩野文庫本に就いては、主として古版本を価値的に等級づけていただいた。書架から引き出して、帙を取り、パラパラと聞〔ママ〕いて要点を指摘される、この間、ほんの一呼吸、時には一瞥した瞬間にもう判定が済んでいる事もある。一日に凡そ千点余り、

「長沢規矩也先生との一週間」新田孝子『MAUL 宮城県大学図書館協会会報』27 1966年4月 p1
附属図書館事務用の昭和36年版『別置本目録』には、長沢氏と中村氏の指摘を記入したものがあがるが、その内容については別稿において述べる予定である。

『御開港横濱大絵図』(宇2-677)『横濱外国人住宅細見』(宇2-676)『横濱外国人「海岸ノ山手」居留地絵図』(宇2-675)が、長澤氏の指摘によって昭和41年1月¹⁷別置された。

古典目録編纂等のため、従来しばしば来館、指導し〔て〕下さっていた長沢規矩也先生が本年も早々見えられ、1月10日、書庫に於て古典調査中発見されたのが標記大広益会玉篇である。実に本書は天下の逸品と激賞された。

「五山板玉篇の発見」『図書館通信 東北大学附属図書館月報』34 1967年1月 p3
この時期の調査について、長澤氏は次のように記している。

そこで、私はこの〔金谷教授の版種調査の〕依頼に応じて、四十一年の一月・三月・四月・六月・七月と出張した。(中略) 和漢書にわたり、和書の方は、書目書誌・江戸文学・地誌などを丁寧に見た。その結果は四十九・五十年の二年に分けて編刊された漢籍目録にあるが、その編修は教員の手でなされた。
「大学附属図書館の蔵書目録の主導権」

『古書のはなし - 書誌学入門』長沢規矩也 富山房 昭和51年 p179

上記の文章で、長澤氏は大学図書館の古典目録作成における教員と図書館員との関わりの問題を取り上げているが、東北大学附属図書館の漢籍目録が教員により編集されたとするのは、特に初期の状況を言ったものではないかと思われる。

史料館所蔵「和漢書古典目録編纂室報告書類」(昭和41-42年度 図書館/87)に含まれる「和漢書古典目録編纂室事業進行報告集」¹⁸と題する綴には、「貴重書」を「A・B・C」「特別書」を「甲・乙・丙」とそれぞれ3段階に階級分けする規準を手書き(複写)で記したものがあがる。これを、『古書のはなし - 書誌学入門』長沢規矩也の「「貴重書」天・地、「特別書」甲・乙・丙」(p167-169)と並べてみる。

17 本稿 p59参照。

18 表紙は「〔国家公務員〕宣誓書」を転用したもの。文面は「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し、」云々とあり、その頃文面が変更されたため不用となった宣誓書を利用したのであろう。

【附属図書館メモ】

- Aに入れるべきもの
 百萬塔陀羅尼
 平安写本
 鎌倉写本の完全なもの
 鎌倉の外典の写本（内典は平安まで）
 宋元刊・写本の完全なもの
 唐代の刊・写本は不完全でも入れる
 南北朝刊本の外典のいいもの
- B 鎌倉写本の零本
 宋元刊・写の零本
 室町・南北朝の稀本の刊本（原本のないものは零本でも入れる）
 零本でないA以外の古写本の外典（但し、伊勢、源氏等多いものはよす）
 Aにつぐ内典古写本
 伝来稀な古活字刊本
 宋元の写本
- C 宋元刊本の零本
 A・B以外の旧刊本
 古写本の外典の零本
 Bにつぐ内典の古写本（古写とは室町末まで、文禄で切る）
 伝本の多くない古活字本の完全本
 伝来稀な古活字本の残本・零本
 明代の写本
- 甲に入れるべきもの
 B・C以外の古活字本
 明初刊本（中期（正徳）まで）の完全本
 朝鮮活字本（高麗刊本があれば貴重書）
- 乙 慶長元和の刊本の完全なもの（伝本の多いものは除く）
 不完全な明初刊本
 古活字の零本（伝本稀ならば零本でも甲）
 伝来の稀な清朝の刊本
 珍しい写本
 名家の自筆、書入れ本

【長澤案】

- 天 唐刊本 宋刊本（仏経を除く）
 晋唐写本 宋写本（仏経を除く）
 百萬塔陀羅尼 平安時代刊本（般若経などの大量の仏経の零本を除く）
 奈良時代写本 平安時代写本（大量の仏経の零本を除く）
 鎌倉初中期写本（仏経を除く）
- 地 宋刊本（仏経） 元刊本（仏経を除く）
 宋写本（仏経） 元写本（仏経を除く）
 平安時代刊本（大量の仏経の零本） 鎌倉時代写本（大量の仏経の零本を除く）
 南北朝写本（仏経を除く） 室町時代写本（外典）
 鎌倉時代刊本（仏経を除く） 南北朝刊本（仏経を除く） 室町時代刊本（仏経を除く）
- 甲 元刊本（仏経） 明刊本（正徳までの外典） 明活字印本
 明刊本地方志 明代出版の明代史中重要なもの 明代中期までに刊行の帯図（絵入り）本
 元写本（仏経） 明写本（外典）
 平安時代写本（大量の経の零本） 鎌倉時代写本（大量の仏経の零本）
 鎌倉時代刊本（仏経） 南北朝刊本（仏経） 室町時代刊本（仏経）
 南北朝写本（仏経） 室町時代写本（内容がよい仏書）
 古活字印本
- 乙 明刊本（正徳までの内典） 明嘉靖刊本（外典）
 明人著作の別集 明代出版の明代史地書中 「甲」列に次ぐもの
 伝来まれで、内容的価値がある明清刊本
 清代乾隆までに編刊の方志
 清殿版初印本
 未刊清代重要写本
 明末清初の帯図（絵入り）本（少量の絵入りのものは除く）

別置

丙 以上の他の伝本の少ないもの
乙以外の自筆稿本



【「丙」の記入があるカード】



【記入部分】

伝来のまれな江戸初期刊本
伝来まれで、内容的価値がある、江戸時代刊本
名家手写本及び書入本
丙 名家とはいえない編著者の自筆本中、内容的価値があるもの
上掲以外で、内容的価値がある、伝来まれな刊本
ただし、欠本や零本の場合は、一階級ないし二階級下げ、伝来の非常にまれな本は逆に一段階上げる。
従って、古活字印本中、伝来が特にまれなものは、貴重書の地に上げたり、地と甲との間に一段階人を設ける。又、西鶴本の特に貴重な、汚損のない本などは甲に上げる。

「特別本」乙以上は別置すべきものとしているようである。なお、これは伝聞であるが、狩野文庫の事務用カード目録に「甲・乙・丙」の文字が書き加えられているものがある【写真】が、これは長沢氏が特別本の等級付を試みたものということである。

このような見直しの課程で見いだされた注意すべき書籍の目録として『特別本（追加）目録』（手書・事務用）が作成されている。

貴重図書規準の検討

『図書館における貴重図書－図書館規準例と諸家規準案－附善本台帳書式集』私立大学図書館協会関東部会書誌学分科会（1958年）「はしがき」（昭和33年3月31日）に「書誌学分科会では、昨年九月より長沢規矩也著『和漢古書目録記述法』¹⁹の輪読を行っているが、同書第4頁の「蔵書の等級」にいたって、われわれは、現行の各図書館貴重図書規準ならびに、諸家の意見をひろくあつめ、分科会としての試案を作製することを申しあわせた。」とある。当時長澤氏案など貴重図書の基準が大学図書館関係者によって検討されていたのである。この書では、東北大学附属図書館については昭和11年『和漢書別置本目録（未定稿）』の別置本の分類を掲載している（p20-21）。この分類からおおよその基準の方針を知ることができるからであろう。

国立国会図書館では、昭和37年10月18日「国立国会図書館貴重書指定基準」及び「国立国会図書館準貴重書等指定基準」を制定している。小林花子氏は、当時の国会図書館貴重書について、その概容を次のように説明している。

和漢書の貴重書は、三、一〇〇冊。内容は、

古写経、佛画、刊経（春日版等）、五山版、古活字版、宋・元・明版朝鮮版、古文書、古写本、江戸時代国学者・漢学者等自筆本及手沢本、戯作者・明治以降小説家自筆本、著名な人の書簡、支那人学者

19（引用者注）『和漢古書目録記述法 附鑑別法 附表和漢年號表』長澤規矩也 日本書誌學會

自筆本、絵画、絵巻物、錦絵

等で、大体このグループ別に番号が与えられている。絵画の類は寥々たるものである。

「国立国会図書館における貴重書保管の現状について (上)」小林花子

『金沢文庫研究』8巻12号 金沢文庫 昭和37年12月 p15

また、小林氏は、基準作成の資料として、次のものをあげている。

- ・旧帝国図書館の基準 (明治二十二年)
貴重図書甄別標準 (和版、唐本、写本)・洋書貴重図書種別標準
- ・旧上野図書館の基準 (昭和二十八年)
- ・旧受入整理部の基準 (昭和三十二年)
- ・『図書館における貴重図書－図書館規準例と諸家規準案－』

(私立大学図書館協会関東部会書誌学分科会編さん資料) ※参考資料

このうち旧帝国図書館の基準は「先年、帝国図書館の目録の歴史を調べたいと思い、旧い庶務の書類をくっているうちに発見したものである。この基準については、それまで一度も耳にしたことがなかったから、何時の頃まで適用されたかは明らかでない。しかし、帝国図書館の旧い時代に「貴重書」とされた図書を見ると、なるほどとうなずかれる。」²⁰と述べていて、一時は忘れられていたようである。小林氏は、国会図書館における貴重書に関わる課題として、閲覧用貴重書目録の作成・貴重書の修理・古書特に貴重書を扱うような特殊な業務を行う職員の養成²¹などを挙げ、また新たな基準に従って全蔵書を再検討することになるが、「選定はしても、目録調整、ラベルの貼り替え、等等、付随作業が多く、一朝一夕にはなし得べくもない困難な作業」²²となることを指摘している。これらは大学図書館にも共通する課題といえよう。

国立大学の方では、昭和48年3月『全国国立大学所蔵貴重図書目録 付文庫・集書一覧貴重図書指定基準』(広島大学附属図書館)が編纂刊行されている。その目的として序文(前川力・広島大学附属図書館長)に、まとめて目録化されていない個々の貴重書扱いの資料について、研究者の潜在的な要求にこたえることをあげている。また「刊行までの経過」には「この目録成立のいとぐちは、昭和46年5月に開催された第19回中国四国地区大学図書館協議会総会に、岡山大学から「大学相互間における貴重資料の交換展示について」ということが発議されたことにはじまる。」とあり、展示事業の展開も動機であったと考えられる。

この目録は、東北大学については昭和36年度版『別置本目録』をそのまま収載している。貴重図書基準については、東北大学の回答は「特に基準については規定がない。」(Ⅲ 貴重図書指定基準 p292)となっている。ただ、全く基準がなかったわけではなく、規定として制定されたものがない、という意味であろう。東北大学附属図書館で貴重図書に関する制度を検討した「貴重書に関する問題検討会議」(後述)第1回(昭和59年1月17日)配布資料の中に「貴重図書指定基準」(覚え書)が含まれている。「58. 12. 16.」の日付があり、参考調査掛長によって作成されたもの

20 「国立国会図書館における貴重書保管の現状 (追録)」小林花子『金沢文庫研究』10巻3号 金沢文庫 昭和39年3月 p15-16

21 「国立国会図書館における貴重書保管の現状について (下)」小林花子『金沢文庫研究』9巻1号 金沢文庫 昭和38年1月 p9-10

22 「国立国会図書館における貴重書保管の現状について (上)」小林花子『金沢文庫研究』8巻12号 金沢文庫 昭和37年12月 p15

と推測されるが、本来は昭和11年別置本目録作成時の基準²³とされている。その内容を次に示す。参考として、国会図書館の貴重図書基準の源流の一つである旧上野図書館の基準を並べて示す。

貴重図書指定基準〔昭和11年〕	旧上野図書館基準 ²⁴ 〔昭和28年〕
<p>1、古版本 日本版の慶長まで、<u>其後は特に稀観のもの</u> 中国版 宋、元、明 <u>清朝刊本は</u> 〃 朝鮮版 古版本、古活字本 洋書 1,600年以前 其后（1853年以前の日本関係文献を含む）のものは稀観なもの</p> <p>2、古写本 日本 慶長、元和以前の写本、写経 古文書（原本、模本の特殊のもの） 東洋、中国、朝鮮の稀有なるもの</p> <p>3、名家筆跡本 自筆本、抄写本、手鑑、詞章、懐紙、詠草、書簡等</p> <p>4、名家手摺〔ママ〕本 書入本、旧蔵本</p> <p>5、書畫 絵巻物、冊子及帖、押〔「挿」カ〕絵本、版画類の稀有なもの</p> <p>6、金石 法帖、印譜等の稀有なもの</p>	<p>貴重書</p> <p>一、和書 1、慶長以前の版本 2、元和以後の版本中、現存稀な図書 3、慶長以前の写本 4、元和以後の写本中、貴重な図書 5、名家自筆本、又は書簡などの中特に貴重なもの</p> <p>二、漢籍 1、明嘉靖以前の版本 2、明隆慶以後の版本中、現存稀な図書 3、明以前の写本 4、清以後の写本中、貴重な図書 5、名家自筆本、又は書簡などの中、特に貴重なもの</p> <p>三、欧文図書 1、十六世紀以前の版本 2、十七世紀以後の版本中、特に貴重な図書 3、日本並東洋関係図書中、特に貴重な図書 4、名家自筆稿本 5、学術価値の高い稿本</p> <p>別置図書 内容価値高く、左の各項の一に該当するもの 1、極めて損傷し易い色彩、又は形態を備えた図書 2、現在、損傷甚だしく、修理不可能なもの、又は修理以前の図書 3、形態上、普通閲覧室で利用し難い図書 4、風俗上、その他の理由で、普通閲覧室で閲覧し難い図書</p>
<p>以上は 昭和11年10月刊行「和漢書別置本目録（未定稿）」選定の標準としたもので、之によって別置本を決定している。 但し、和洋ともに年号によらない特に稀観なものも数多く採用している。</p>	

23 なお、この基準は、かつて京都大学附属図書館で適用されていた貴重図書選定標準に近い。『図書館における貴重図書－図書館規準例と諸家規準案－ 附善本台帳書式集』私立大学図書館協会関東部会書誌学分科会（1958年）p17-18・「貴重図書指定基準の改正及び運用に関して」（『静脩』25-1 京都大学附属図書館 1988年7月）・「東北大学附属図書館和漢書貴重図書目録の刊行について（一）－昭和11年版『和漢書別置本目録 未定稿』刊行とその周辺－」大原理恵 『東北大学史料館紀要』8 東北大学史料館 2013年3月 p81 参照。

24 「国立国会図書館における貴重書保管の現状について（下）」小林花子 『金沢文庫研究』9巻1号 金沢文庫 昭和38年1月による

この時期の別置本の増加状況であるが、1971 (昭和46) 年度版の利用案内²⁵では「別置本 和漢洋書計 824点」とあり、昭和36年度版別置本目録記載点数 (和書724、洋書100点) と同じである。ただしこれは公認数であろうから、必ずしも別置処置した書籍が増えていないことを意味しないと思われる。上記の『全国国立大学所蔵貴重図書目録』1973 (昭和48) 年「I 貴重図書目録貴重図書の部」(p5) では「東北大学 (和書739点、洋書106点)」となっている。1974年の利用案内では「別置本 和漢洋書計850点 内和漢書740点 (内狩野文庫574点) 洋書110点」²⁶とする。なお事務用として昭和36年度版別置本目録編纂以降の増加資料一覧が作成されており、昭和51年11月30日・昭和62年の2種を確認している。これらは別置 (貴重書庫) 保管資料一覧であるため、貴重書ではない複製等や記念資料室所蔵の絵画等を含み貴重書のみの点数を明確にし難いが、合計では約50点程度の目録である。

附属図書館本館の川内移転と古典目録編纂事業の完了

昭和43年7月、古典目録カードの分類配列の作業が七分通り終了し、教官による校閲作業が始まった。その結果、書名著者名などの基本項目の記載も正確ではないことが分かり、刊行を延期して再度「漢籍之部」は関係教官の手で原稿を作成することになる (『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について 新田孝子 p54)。「和書之部」も修正はかることになった (同 p56)。だがこの頃、紛争により大学は荒れ、教官は対処に忙殺され図書は危機にさらされた。図書館では資料や情報 (=カード) を護る処置をとった。

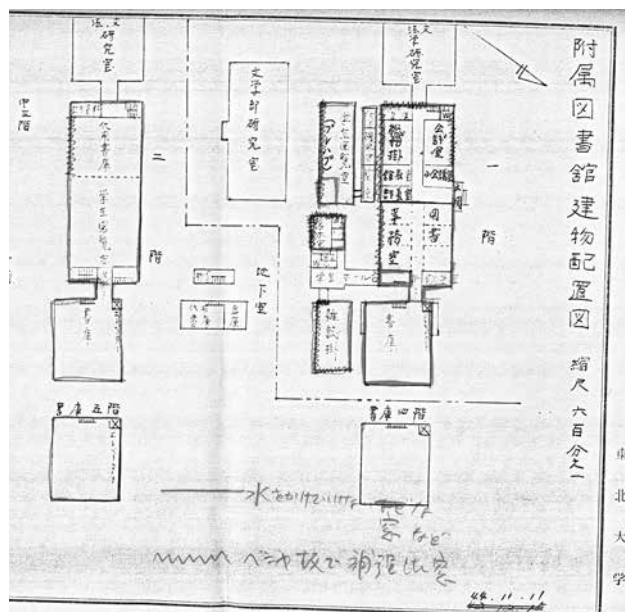
不運にも、昭和四十四年度は、大学紛争の嵐が本学にも吹き荒れた年であった。(中略)

そこで考案されたのは、カードボックスを搬出するに当って、抽斗がとび出さないように抑えるための装置である。いざ図書館に紛争の火の粉が降りかかって来た時、可及的すみやかにカードボックスを搬出して、転覆による散乱を防がなければならないからであった。(中略)

この〔文学部〕心理学科棟と附属図書館主屋とは二階部分に通路を有し、一つに繋がっている。

(中略) 万一を思って、通路は塞がれることとなったのである。附属図書館全体が、プレハヴの仮閲覧室を距てて、文学部研究棟と向い合っていることは言うまでもなく、文学部に紛争の火の手が上る時のことを考えて、向い合った南側の仮設書庫部分の窓全体に防御板が打ちつけられることにもなった。

『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について 新田孝子 p56-58 史料館所蔵「『封鎖』関係資料」(図書館/69) には、防御板の配置を示したと思われる図 (【写真】



【写真】「附属図書館建物配置図」(部分)
赤鉛筆で書き込みがあり窓の補強状況がわかる。

25 『図書館利用案内 -教官のために-』東北大学附属図書館 1971年

26 『図書館利用ハンドブック』東北大学附属図書館本館 1974年 p84・85

「44.11.11」と記されている)が含まれている。書込から、暴力や火災だけではなく放水も警戒していたものと推察される。

竹内利美館長(昭和43年12月1日-昭和46年11月30日在任)は、『図書館通信』(57 1968年12月 編集後記)において「図書館学を包含する社会教育学の主任教授、いわば全学すべての専攻講座の担当者の中で、図書館にもっとも近い方」と紹介されているが、古典目録編纂事業に対しては「金谷前館長を長とする文学部教授合同の仕事」として館長としてはやや距離をとっていたと見られている²⁷。ただ貴重図書に関しては竹内館長は紀行『筆満可勢』(伊4-362)『婦登古路日記(懐日記)』(伊4-353)『雪のふる道』(伊5-381)『奥州記行』(延3-1348)などの本文校訂・紹介²⁸などを行っていて、昭和46年1月『雪のふる道』が別置本に追加された²⁹のは、竹内館長の研究活動との関連が考えられる。

古典目録刊行事業は、紛争・川内への移転事業等に紛れて「遂には廃絶の道を辿る」(新田 p62)おそれさえあったが、附属図書館で編纂作業は継続された。現在であれば、カードの複製は、電子化から始まったであろう。そして冊子体の印刷刊行が困難な場合でも電子化目録のデータは残り活用できる。さしあたって館内利用に提供する程度の簡易版冊子体目録を少数部作成することも可能である。だが、当時の複製技術は未熟であり、冊子が印刷できない場合事態はより深刻で、一部のカードの複製は湿式複写であったため目録刊行時まで文字が読み得る状態が保持されるかさえ危ぶまれた(新田 p64)。

新田氏はしかしこの時期〔昭和44年度-昭和47年度〕を整備期と呼んでいる。そのころ和書については『国書総目録』が刊行され、書誌記述の照合が行われた。

教官校閲が終わってから印刷に入るまでの四年間は、ありていに言えば事業の停滞期に他ならなかった。しかし、あえて整備期と称する所以は、この間に岩波書店の『国書総目録』の刊行が、一応の終結をみたことと関連する。『国書総目録』は(中略)昭和三十八年から刊行を始め、同四十七年に終了している。本学附属図書館の蔵書が採録されていることは言うまでもなく、その採録の事業は、昭和三十五年を以て完了していた。(中略)

編纂事業において、『国書総目録』の既刊部分と「古典目録」のカードとの対照は当然に必要な手続きであった。 「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について」新田孝子 p66

漢籍については『京都大学人文科学研究所漢籍分類目録』(昭和38・40年)『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』(昭和48・50年)が参照された(新田 p73)。また、新田氏は川内本館における顕著な傾向として「狩野文庫の内外の利用度の著しい増大」をあげ「岩波書店の『国書総目録』の刊行、流布のもたらしたものであることは断るまでもない」(新田 p69)とする。昭和47年5月には国文学研究資料館が創設されている。和書古典籍については、書誌情報の全国的集積と公開が進行する状況になったのである。それは蔵書の特に学外者の利用を増加させ、それにもなつて蓄積される書誌情報が、書誌の記述の精度を向上させる。一方で所蔵機関で個別に作成される目録の役割が問い直されることにもなる。

27 「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について」新田孝子 p63

28 「『筆満可勢』解題-東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本-」竹内利美『図書館学研究報告』2 東北大学附属図書館 昭和44年12月・『日本庶民生活史料集成』第2・3・20巻 探検・紀行・地誌 西国篇・東国篇・補遺 三一書房 1969年・1972年。なお資料名は『日本庶民生活史料集成』の表記による。

29 本稿 p59参照。

『東北大学学報』806号（東北大学事務局昭和46年1月1日）から853号（昭和47年12月15日）の巻頭において貴重文献の紹介記事が連載された。写真に簡単な解題を添えたものであるが、附属図書館の貴重資料の存在が全学に知らされると同時に、こうした広報を目的とする解題が図書館においても貴重書の情報を蓄積する役割を果たした。

昭和47年10月川内の新営本館が竣工、図書の移転は順次行われ昭和48年11月全面開館する。昭和48年度、ようやく『和漢書古典分類目録』の刊行が開始された。

「昭和四十八年度の文部省情報図書館課においては、これまで以上に二次資料刊行助成についての関心が高まり、東京大学東洋文化研究所の「漢籍目録」を手初めに、各大学の特殊コレクションの目録作製費として配分する方針が樹てられつつあった」³⁰という気運を背景に、昭和49年3月古典目録の第一冊が刊行された。序文（『漢籍 経部史部』所収）は竹内館長の後任である吉田震太郎館長（経済学部・財政学・昭和46年12月1日 - 昭和50年11月30日附属図書館長在任）による。昭和57年3月刊行は完了し、あとがき（『和書書名索引』所収）に長尾公司附属図書館事務部長は「これを大学図書館員の手でやり遂げた喜びは、一入のがあります」と記した。

資料移転が終了した片平の旧附属図書館書庫解体撤去工事が昭和49年10月開始された³¹。写真（史料館蔵）は解体中の書庫である。なお、後に主屋は改修されて昭和61年10月記念資料室が移転し、翌年4月に附属図書館調査研究室員と記念資料室員の兼務状況は解消された³²。



移転直前の片平書庫と移転後まもないころの川内書庫における別置本・和漢書古典籍の保管場所は、書庫の配置図によって確認することができる【図1】。川内では、地下2階中央部貴重書庫2に別置本が置かれた。川内本館はその後幾度か増築・改修・資料の再配置を行い、貴重図書の保管場所も移動している。

移転後、昭和53年6月宮城県沖地震が発生した。貴重図書に関しては、漱石文庫書架が倒れ資料が落下したことが報告されている。ただし、落下資料にはほとんど損傷はなかったという

（『木這子』3巻2号（通巻10号）東北大学附属図書館 昭和53年7月）。

貴重図書に関する諸制度の整備

附属図書館では本館の川内移転にあたって業務の改革を行ったが、分類・目録については「東北大学附属図書館における分類・目録法の改革 - 東北大学附属図書館運営研究会整理部会 分

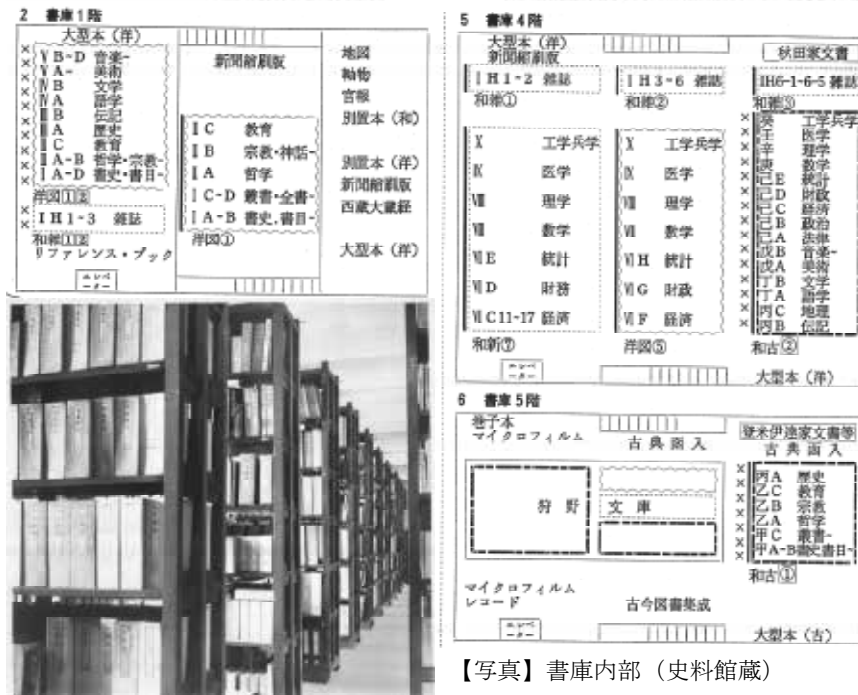
30 「『東北大学所蔵和漢書古典分類目録』編纂事業について」新田孝子 p68。『三大編纂物 群書類従 古書類苑 国書総目録の出版文化史』熊田淳美（勉誠出版 2009年）は、昭和35年までに刊行された各種図書館の蔵書目録の年平均タイトル数が約10件であるのに対し、昭和47年度頃の平均は50件、60年代には平均60件で『国書総目録』刊行中の増加が著しい、としている（同書 p307）。

31 『東北大学学報』898号 昭和49年11月1日「旧附属図書館の解体撤去工事始まる」

32 「東北大学記念資料室新館の開館」『木這子』11巻3号（通巻43号）昭和61年11月
『東北大学百年史』七 部局史四 第二五編史料館 平成18年12月 p768-769

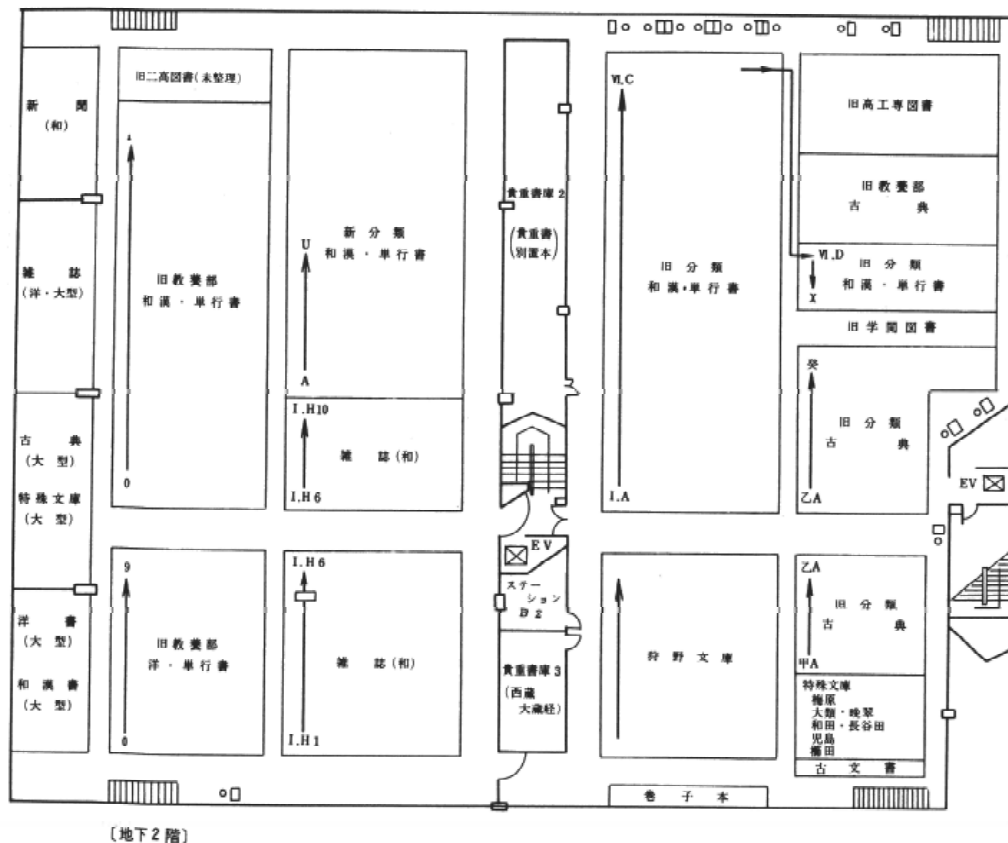
【図1】

A【片平書庫】(『図書館通信 東北大学附属図書館月報』84 東北大学附属図書館 1971年3月 p3)



【写真】書庫内部(史料館蔵)

B【川内新宮本館書庫地下2階】(『図書館利用ハンドブック』東北大学附属図書館本館 1974年 p32)



類・目録担当者会議会議録」齋藤雅英編（『図書館学研究報告』8 東北大学附属図書館 昭和50年12月）に詳細な報告がある。図書館で組織された新館運営研究会整理部会において昭和46年3月11日「分類・目録担当者会議」の設置が決定され、直ちに第1回会議が行われた。この会議は昭和48年6月25日まで65回開催され、昭和48年度6月25日付で整理部会へ報告された。なお、昭和48年3月23日商議会において昭和48年度受入図書より新分類・目録方策への移行が決定している。

その分類法の方針は、和漢書及び洋書の統一分類表として国立国会図書館分類表を改変採用するというものであった。「分類法の観点からは、和漢・洋の区別、分離には積極的理由はない」（p40）とし「和漢書における古典の収集率が、将来とも減少するであろう」という予測から、従来の新書・古典に分かれていた和漢書分類法を統一することとした。その方針に基づいて国立国会図書館分類表を修正し、「W 古書・漢籍」は「本館では、主題で統一的に分類し、和装本は帙に納め洋装本と混配架することを前提として、W は主題類へ一切解消することとした。即ち大要見出し、「古書、貴重書」より古書を抹消し、W 和古書・漢籍の部分をすべて削除」（P46）した。このことは、古典目録編纂時に検討された分類方針とは異なった観点に立脚したものであるが、和漢書古典籍は以降独立した分類によらず、少数資料として全体の体系に組み込まれることになったのである。

貴重図書の分類「WA 貴重書 WB 準貴重書」については、「当該資料は、主題類に解消した分類表に従ったにしても、特に和装古書等はいずれ資料的価値又、資料管理面で別置扱いの性格をはらむものであるから、将来の修正使用（中略）の可能性を含みとして、WA、WB は差し当りこのまゝ独立させておくこととする。」として、この時点では保留のかたちになっている。あわせて、「これに関連して、貴重書指定基準を早急に制定することの必要性を指摘し、近い将来この部分の分類表修正に備えねばならぬことを附記する。」（P46-47）と指摘し、貴重図書基準の明確化が図書館の課題として設定されている。

『図書館利用ハンドブック』（東北大学附属図書館本館 1974（昭和49）年）には、貴重図書の利用について詳しい案内がある（p33）。貴重書の利用としては展示への出品があり、資料の保護・大学図書館として適切なあり方を考える必要があるため、「貴重図書の展覧会への出品協力要項」（昭和51年10月1日制定）³³を制定している。

昭和55年頃、Adam Smith〔コレクション〕14点39冊の別置扱が決定され、それを契機として、貴重図書指定の手续や担当する掛等について図書館内で議論されたことがあったようである。「昭和55. 12. 1」の日付のある覚書（メモ）にそのことが記されている。作成者は参考調査掛長と推測される。その頃は、原議書を作成して別置扱いを決めていたが、過去の経緯について書類を調査し他の職員の話や自己の記憶も加えてまとめたもので、整理すると次のような事情であったらしい。——①昭和34年以前は原議書がないので、適宜処理していたか。②その後目録掛で原議書を作成している。しかし別置扱いされている資料の数から、やはり書類を作成せずに適宜処理したものもあったと考えられる。③川内移転後は参考調査掛長が手続きを行った例があるが、必ずしも掛長の引継事項とされていたわけではなく、明確に決められたものもない。漠然と参考調査掛の担当であるように思われていた。これに対し納庫済の資料については

33 「展示会への出品」『木這子』1巻2号（通巻2号）東北大学附属図書館 昭和51年7月 p7

「展覧会等への貴重図書の出品協力について」『木這子』1巻3号（通巻3号）昭和51年10月 p6

書庫掛か目録掛の担当ではないかといった意見もあり、今回は参考調査掛で行うが、次の機会にはそのことを決めるようにする。——そして、次の機会にそなえて覚書が作成されたのであろう。筆者が確認した和漢書に関する原議書は次の通りである。

年月日 (起案)	資料名	別置理由	推薦者	申請者	原議書決済・合議者
昭和41年 1月3日	御開港横濱大絵図(宇/2/677)・横濱外国人住宅細見(宇/2/676)・横濱外国人「海岸/山手」居留地絵図(宇/2/675)	伝本稀	学外研究者 (長澤規矩也)		図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・総務掛長・運用掛長・和漢書目録掛長・矢島助教
昭和42年 2月28日	法隆寺百万塔陀羅尼(宇/9/1090)・顧愷之女史箴図卷(原色コロタイプ版)(延/4/1504の参考資料)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・総務掛長・運用掛長・和漢書目録掛長
昭和44年 2月25日	讀史餘論(延/3/1408)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・整理課長補佐・総務掛長・運用掛長・和漢書目録掛長
昭和44年 4月2日	新吉原竹島記録(伊/5/380)・花廓新宅細見図(宇/4/865)・御開港横濱大絵図(宇/4/1905)・江戸諸用細見図(延/4/1906)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・整理課長補佐・総務掛長・運用掛長・和漢書目録掛長
昭和44年 10月29日	書簡3通1軸(夏目金之助より土井晩翠宛・大町桂月より土井晩翠宛2通)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・整理課長補佐・総務掛長・運用掛長・書庫掛長・和漢書目録掛長
昭和45年 2月17日	子規点夏目漱石句稿・漱石俳句(短冊)・漱石肖像画(水彩)・漱石画幅(水彩)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・整理課長補佐・総務掛長・運用掛長・書庫掛長・和漢書目録掛長
昭和46年 1月26日	雪の古道(伊/5/381)				図書館長・事務部長・整理課長・閲覧課長・整理課長補佐・総務掛長・運用掛長・書庫掛長・和漢書目録掛長
昭和47年 11月6日	「二郎兵衛/おきさ」今宮の心中(宇/916)	学術的価値	学内教官	参考 調査掛長	図書館長・事務部長・閲覧課長・参考調査掛長・書庫掛長(以上決済)・整理課長・受入掛長・和漢書目録掛長(以上合議)
昭和50年 5月17日	類聚三代格(阿/46)	古写本・学術的価値	学内研究室	参考 調査掛員	図書館長・事務部長・〔閲覧〕課長・参考調査掛長・参考調査掛員(以上決済)・整理課長・書庫掛長・和漢書目録掛長(以上合議)・古典目録編纂室

参考調査掛は、川内移転にあたって新たに置かれた掛(昭和47年参考掛設置、昭和49年参考調査掛設置)で、「当時〔昭和30年代後半〕の図書館学の最先端はレファレンス・ワーク参考業務」³⁴という時代の流れを受けていた。『東北大学百年史』が「それまで館員の個人的研究・調査に任されていた図書の展示や図書館資料の解題の作成や、図書館資料の利用指導等が、新たに参考調査掛の業務として規定された。」(部局史一 第三編附属図書館 第三章新営図書館の出發 昭和四十七年～昭和六十一年 第四節 レファレンス・サービスの本格的開始 p108)との記述からもこの掛に蓄積される専門的知識・情報への期待がうかがえ、新設の掛への期待が貴重図書に関することも参考調査掛が担当と思わせる要因であったと考えられる。

移転以前においては、これらの参考調査掛で担われることになる業務は、目録掛・運用掛等の担当であった。「東北大学附属図書館事務部分掌規程(昭和40年6月21日 規第44号)」³⁵によると、整理課和漢書目録掛では目録作成の他に「5 文献の調査及び通報に関すること。」「6 解題に関すること。」をつかさどることになっている。洋書目録掛も同様であり、洋書目録掛における参

34 「惜別 東北大学附属図書館」原田隆吉 『木這子』第11巻4号(通巻44号) 東北大学附属図書館 昭和62年2月 p3

35 東北大学附属図書館要覧 昭和42年 東北大学附属図書館 掲載

考調査業務の実態は、「本館のリファレンス・サービス-洋書目録掛の電話による応答の近況-」高木忠³⁶に報告がある。閲覧課運用掛においては、閲覧業務の他に「〔図書館資料〕についての調査に関すること。」「5 参考事務に関すること。」「6 図書館資料の展示に関すること。」「7 図書館資料の利用案内及び月報等に関すること。」等の広報的な業務も行うことになっている。

昭和59年「貴重書に関する問題検討会」が結成され、貴重図書の基準・指定手続等について検討が行われた。議事要録及び最終報告書³⁷によってその概容を知ることができる。これは図書館職員による検討会で、構成は閲覧課長(主査)・整理課長・和漢書目録掛長・洋書目録掛長・参考調査掛長・閲覧掛長・書庫掛長・相互利用掛長である。昭和59年1月17日の第1回より11回の検討会が行われ、昭和60年3月26日付で最終報告が提出された。検討会案として「東北大学附属図書館貴重図書の指定等に関する要項」「東北大学附属図書館貴重書等指定基準」「東北大学附属図書館貴重図書選定委員会設置要領」「東北大学附属図書館貴重図書の利用に関する内規」が作成されている。

この貴重図書の基準は、おおむね国立国会図書館の貴重書指定基準に準拠し、いくつかの修正を加えたものである。「貴重書」「準貴重書」の二種を設定し、それまでの「別置本」「特別本」は既に手続きを終わったものとみなしてそれぞれ「貴重書」「準貴重書」に変更できるような項目を附則とした。ただし、実際には「別置本」は「貴重書」として扱われたが、「準貴重書」についてはその後も課題として残されることとなった。

貴重図書選定委員会については、図書館職員を主体とする委員会とし、場合に応じて関係教官に館長が諮問する体勢とした。この点は現在の委員会とは異なっているが、変更の事情については続稿において述べる予定である。検討会案と「貴重図書選定委員会設置要項(昭和63年1月20日制定・昭和63年7月4日改正)」との相違点をあげると、委員長は、検討会案では調査研究室長、昭和63年設置要項では事務部長となっている。検討会案の委員会の開催は年1回以上、委員の4分の3以上の出席で成立、選定は出席委員の過半数の同意を得て決定、などの項目が、昭和63年設置要項では削除されている。年一度は開催は望ましいことではあるが現実的ではなかったのであろうか。また、貴重図書選定は多数決にはなじまないものではあろう。検討会案「貴重書候補図書票」では、推薦者が「イ」「ロ」と分けられ、「ロ」は「館内職員」となっている。さらに現在の所在場所について学部の研究室の場合と図書館の場合を分けている。実際に昭和63年3月5日付で提出されている「貴重図書推薦理由書」は簡素な書式となり、特に推薦者の区別はなく所属・身分を記入する方式になっている。担当の掛は書庫掛である。

議事要録の記録ではないが、議事要録に添付された検討会出席者の心覚えと思われるものには次のような意見が記されていた。図書館ではその後も継続して検討されている問題なので、参考のため幾つか示しておく。

- ・狩野文庫を準貴重書としてはどうか。しかし、狩野文庫は点数が多すぎる。
- ・漱石文庫は〔点数は多くはないので〕貴重書としてもよいのではないか。 ※現在は貴重図書
- ・洋書は1700年頃までとすると、東北大は多数あるので難しい。洋書が少ない大学では1850年以前のものを貴重書としていることもある。

36 『図書館通信 東北大学附属図書館月報』89 1971年8月 ※昭和44年7月-46年6月の状況

37 附属図書館事務保管

・洋書は1800年以前は準貴重書としてはどうか。また酸性紙の保存対策を考える必要がある。

昭和60年11月27日付で整理課長から「東北大学附属図書館本館貴重書等指定基準について」という通知が出され基準に該当するものを貴重書として扱うことを周知している。

なお、貴重図書の指定基準とその実際の適用は相当の柔軟性をもったものである。基準に形式的に適合する資料は全て指定しなければならないというものではなく、資料的価値・芸術的価値・稀少性などにも絶対的基準はない。背後には貴重書の等級において示されたような価値基準があり、実際に貴重図書に指定されている資料と照らし合わせながら、適用を決めて行くことになる。

「貴重図書の指定及び取扱い要領」・「貴重図書選定委員会設置要項」は昭和63年1月20日制定された。「貴重図書選定委員会設置要項」が昭和63年7月4日付で改正され、昭和63年7月5日貴重図書選定委員会が開催された。議事要録に議長より「本委員会は貴重図書の認定にとどまらず、その管理運用にまで議論を進めてほしい旨の発言」があったとの記述があり、選定委員会が貴重図書をめぐって残された課題に対処することが期待されていた。

この時の貴重図書推薦理由書は、整理課³⁸受入掛長が昭和63年3月5日付で提出している。受入掛長は、貴重図書選定委員会の委員ではなくオブザーバーとしての出席である。受入段階からの貴重図書扱いを検討したものと思われる。この時推薦された資料のなかには「貴重図書としての認定は、委員以外の館員の意見も聴いた上で、改めて行う。」としたものもあり、館内における委員会の位置付けがうかがわれる。

ところでこのころ、増加した貴重書を加えて貴重図書目録を再度作成することが検討されていた。昭和62年11月5日付「貴重本目録作成計画(案)」は、パーソナルコンピューターを用いた目録作成計画であるが、このことについては続稿で述べることとする。

貴重図書選定委員会設置要項

制定 昭和63年1月20日

改正 昭和63年7月4日

(趣旨)

- 1 貴重図書の指定及び取扱い要領第2により、附属図書館本館に貴重図書選定委員会を置く。

(目的)

- 2 貴重図書選定委員会(以下「委員会」という。)は、附属図書館本館が所蔵する資料のうち、貴重図書に相当する資料を選定する。

(委員会の構成)

- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 事務部長
 - (2) 総務課長

貴重図書等委員会設置要項

制定 昭和63年1月20日

最終改正 平成21年4月1日

(趣旨)

1. 貴重図書等の指定及び取扱い要領第2(3)により、東北大学附属図書館本館(以下「本館」という。)に貴重図書等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

2. 委員会は、本館が所蔵する資料のうち、貴重図書及び準貴重図書に相当する資料の選定及び保存、公開等の検討を行う。

(構成)

3. 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 副館長

- (3) 情報管理課長
- (4) 情報サービス課長
- (5) 図書館専門員
- (6) 和漢書目録掛長
- (7) 洋書目録掛長
- (8) 参考調査掛長
- (9) 書庫掛長
- (10) その他館長が特に指名する者

(委員長)

4 委員長は、事務部長とする。

(委員会の開催)

5 委員会は、委員長が招集する。

(選定)

6 選定は、候補資料及び所定の様式による推薦理由書に基づいて行う。

(庶務)

7 委員会に関する庶務は、情報サービス課書庫掛において処理する。

附則

この要項は、昭和63年1月20日から施行する。

附則

この要項は、昭和63年7月4日から施行し、昭和63年4月8日から適用する。

(2) 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科及び国際文化研究科の教授又は准教授 若干名

(3) 協力研究員 若干名

(4) 事務部長

(5) 情報管理課長及び情報サービス課長

(6) その他館長が特に指名する者

(委員の委嘱)

4. 3の(2)、(3)及び(6)の委員は、附属図書館長が委嘱する。

(委員の任期)

5. 3の(2)、(3)及び(6)の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

6. 委員長は、副館長とする。

(開催)

7. 委員会は、委員長が招集する。

(委員以外の出席)

8. 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。(選定)

9. 選定は、候補資料及び所定の様式による推薦理由書に基づいて行う。

(庶務)

10. 委員会に関する庶務は、情報サービス課において処理する。

附 則

この要項は、昭和63年1月20日から施行する。

(中略)

附 則 (平成21年4月1日改正)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

※引用にあたって、原文の漢字の字体・活字の書体を改め、傍線・ふりがな等は省略したことがある。また「,」「」は「、」「。」等に改めた場合がある。〔 〕内は筆者の推定による補記である。文献の刊行年は原則として奥付等に従い、西暦・元号の統一はしていない。